

次世代法関連

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日～令和8年10月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：令和8年10月までに、小学6年生までの子を持つ従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和3年11月～ 従業員のニーズの把握、検討の開始
(実際には前計画期間で、ニーズを把握しているので、次の段階に移行する)
- 令和4年 5月～ 実際にあるニーズに合った短時間勤務の試行開始
- 令和5年 5月～ 試行事例をもとに、制度の構築
- 令和8年10月まで 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

女性活躍推進法関連

1. 計画期間 令和3年11月1日～令和8年10月31日までの 5年間
- 女性従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

目標1：現行、年次有給休暇取得率が40%であり、今後5年間で70%を超える取得率を目標とする。
子育て世代においては画一的な方法ではなく、職員の実情に合った年次有給休暇の取得と、それをサポートする職場環境を整備する

<対策>

- 令和3年11月～ 従業員のニーズの把握、検討の開始
- 令和4年 5月～ 実際にあるニーズに合った試行開始し、前年実績を下回らない
- 令和5年 5月～令和8年10月
以降、3年間で各年10%の取得率の向上を達成する